

— 目 次 —

- 1 会社設立の経緯
- 2 設立する会社の概要
- 3 地域エネルギー会社の事業内容等
- 4 組織体制・事業実施体制・事業リスクへの対応等
- 5 今後の主な予定

地域エネルギー会社の設立について

1 会社設立の経緯

令和4年3月に策定した「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた廃棄物発電有効活用計画」を基に、地域エネルギー会社の設立に向けて、取組を推進

<計画策定の目的>

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスを発生しない再生可能エネルギーの利用拡大が不可欠であり、その先導的取組として、橋処理センターが稼働する令和5年度を目途に、廃棄物発電を活用し、公共施設をはじめ市域で再生可能エネルギーの利用拡大に取り組むため

<計画に掲げる基本方針>

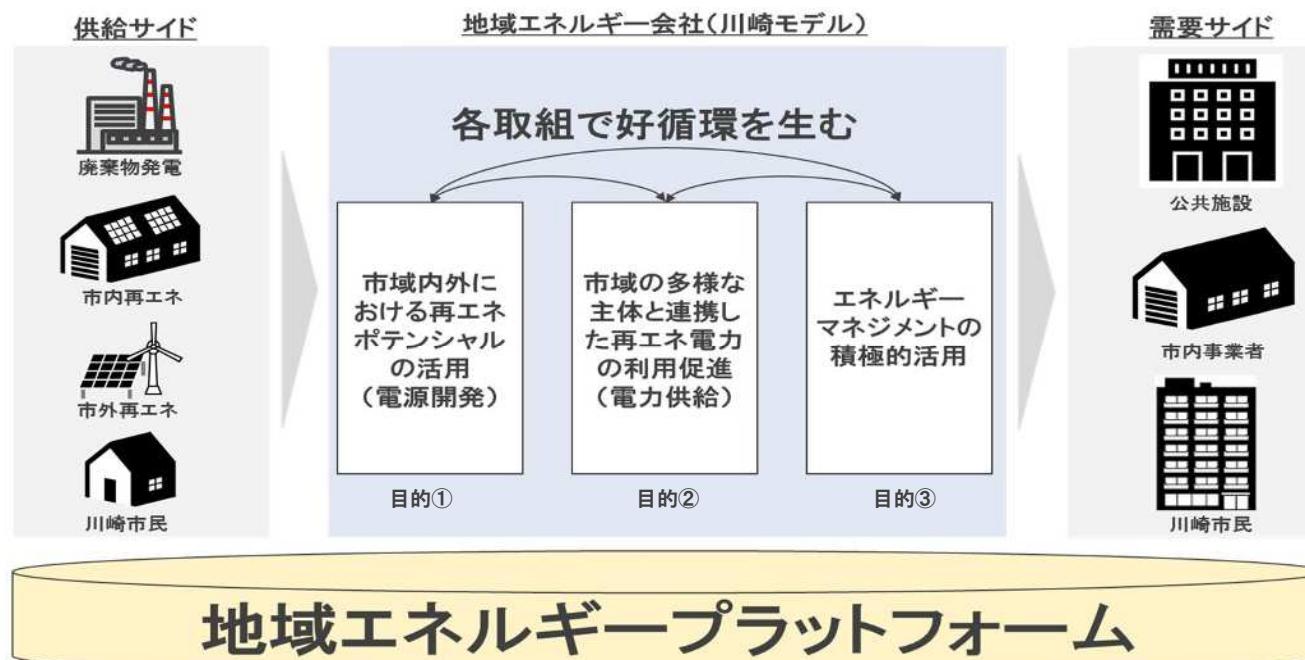
再エネを市内で循環させ、事業者等の再エネ利用拡大を加速させるため、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参画できるプラットフォームを構築するために、**地域エネルギー会社を設立し、市が過半出資**することにより、市域内における**エネルギー施策をリード**する。

地域エネルギー会社の設立について

1 会社設立の経緯

<廃棄物発電有効活用計画における地域エネルギー会社の事業概要（案）>

- 再エネ電力供給・電源開発・エネルギー管理を3つの柱とする「川崎モデル」を掲げ、地域エネルギープラットフォームを担う「地域エネルギー会社」を設立し、3つの目的に資する取組を一体に推進することで、市域内における再エネの好循環と機運の醸成を図り、地域におけるエネルギー施策をリードする。
- 従来の地域新電力が担う小売電気事業だけではなく、PPAモデル等の電源開発やエネルギー管理等の取組を推進する。
- 「地域エネルギー会社」は、再生可能エネルギーの普及が目的であるため、適正な利益水準を維持しながら、適正な価格で中小事業者等へ供給することで普及拡大を図る。



地域エネルギー会社の設立について

1 会社設立の経緯

<廃棄物発電有効活用計画における事業展開イメージ>

STEP1 令和6(2024)年度～令和7(2025)年度

令和5(2023)年度の橋処理センター稼働開始以降、廃棄物発電(120GWh/年)を主要公共施設に供給するとともに、再エネ電源などを保有する市内民間事業者等とも連携し、民間事業者や市民(電力種別が高圧で、大規模集合住宅を想定)へ供給を開始する。



STEP2 令和8(2026)年度～令和11(2029)年度

廃棄物発電と市内民間事業者等の再エネ電源に加え、パートナー事業者の再エネ電源の活用を行うとともに、再エネ電源開発やエネルギー管理の取組を開始し、供給を全公共施設(280GWh/年)へ順次拡大するとともに、市内民間事業者や市民への供給先を拡大する。



STEP3 令和12(2030)年度～令和32(2050)年度

再エネの電源開発やVPP等の高度なエネルギー管理の取組、市域内外の民間事業者の再エネ電源の調達を進め、市域の再エネを活かしながら、全公共施設の100%再エネ導入など市域の再エネ利活用の取組を他の施策と合わせて推進し、脱炭素社会の実現を成し遂げる。



地域エネルギー会社の設立について

1 会社設立の経緯

＜廃棄物発電有効活用計画策定後の経過＞

令和4年 4月：第1回 川崎市民間活用推進委員会 地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会（募集要項等審議）

6月：事業パートナー募集要項等公表

8月：第2回 川崎市民間活用推進委員会 地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会（提案事業者資格審査等）

8月：金融機関パートナー募集要項公表

12月：第3回 川崎市民間活用推進委員会 地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定部会（交渉権者の選定）

12月：交渉権者の公表

令和5年 2月：基本協定締結

8月：地域エネルギー会社の設立発起人会開催

10月の会社設立の合意・公表

地域エネルギー会社の設立について

2 設立する会社の概要

(1)会社名

川崎未来エナジー株式会社（今後登記予定）

(2)設立日

令和5年10月12日（木）（予定）

(3)所在地

川崎市幸区内（予定）

(4)資本金

1億円

<出資額（出資比率）>

・川崎市	51,000千円 (51.0%)
・NTTアノードエナジー	18,500千円 (18.5%)
・東急	10,000千円 (10.0%)
・東急パワーサプライ	8,500千円 (8.5%)
・川崎信用金庫	3,000千円 (3.0%)
・きらぼし銀行	3,000千円 (3.0%)
・セレサ川崎農業協同組合	3,000千円 (3.0%)
・横浜銀行	3,000千円 (3.0%)



令和5年8月24日
開 催 者 会 見

市域への再生可能エネルギー普及拡大を目指して
本年10月に「川崎未来エナジー株式会社」を設立します！！

脱炭素社会の実現に向けた先導的な取組として、令和4年3月に「市域の再生可能エネルギー等利用拡大に向けた発電有効活用計画」を策定し、再生電力の供給や太陽光発電等の電源開発、エネルギー・マネジメント技術を活用した取組の3つを柱とする、地域エネルギー会社の設立に向け取組を進めてきました。

この度、令和4年度に決定した交渉権者との協議が整い、本日、市と連携し共同出資いただく事業者の皆様と地域エネルギー会社の設立発起人会を実施し、本年10月に地域エネルギー会社を設立することに合意しました。

地域エネルギー会社の事業を通じて、事業者や金融機関との官民連携によるソーシャルビジネスの創出や市域のエネルギー利用最適化など、電力・エネルギーの観点から地域課題の解決に向けてチャレンジしてまいります。

1 会社概要

- (1) 会社名：川崎未来エナジー株式会社（今後登記予定）
- (2) 設立日：令和5年10月12日（木）（予定）
- (3) 所在地：川崎市幸区（予定）
- (4) 資本金：1億円

企業・団体名	出資比率
① 川崎市	川崎市 51.0%
② NTTアノードエナジー株式会社	NTTアノードエナジー 18.5%
③ 東急株式会社	東急 10.0%
④ 株式会社東急パワーサプライ	東急パワーサプライ 8.5%
⑤ 川崎信用金庫	川崎信用金庫 3.0%
⑥ セレサ川崎農業協同組合	JAセレサ川崎 3.0%
⑦ 株式会社きらぼし銀行	きらぼし銀行 3.0%
⑧ 株式会社横浜銀行	横浜銀行 3.0%

地域エネルギー会社の設立について

3 地域エネルギー会社の事業内容等

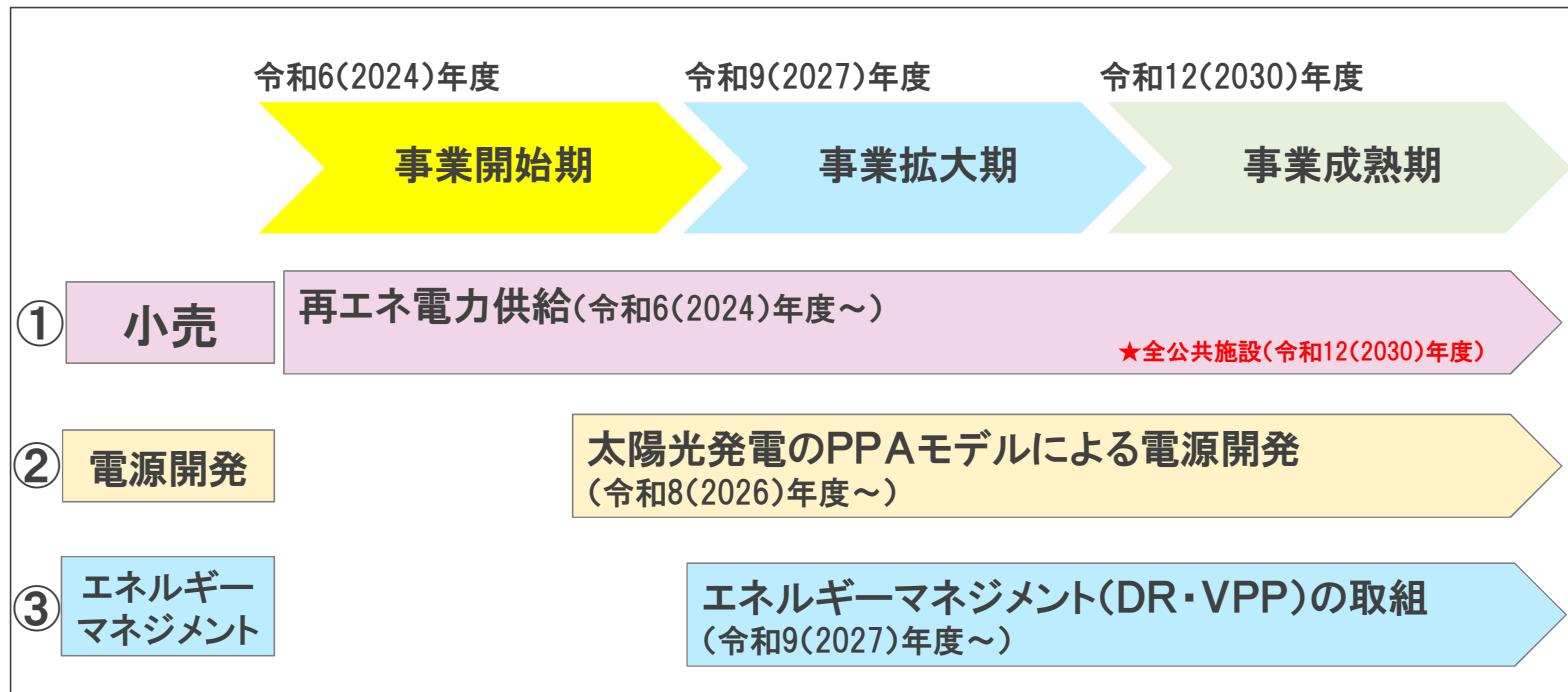
市域の温室効果ガス削減に資するため、再エネ電力を調達し、供給することで、市域への再エネ普及・地産地消を推進するとともに、市民、事業者、金融機関等の多様なステークホルダーが参画できる地域エネルギープラットフォームの中核となることを目的として、地域エネルギー会社を設立する。

(1) 地域エネルギー会社の主な事業内容

- ① 再エネ電力供給事業（小売電気事業）
- ② 太陽光発電のPPAモデル等による電源開発事業
- ③ エネルギーマネジメント事業

※地域エネルギー会社が供給する電力のうち、廃棄物発電の非バイオマス分や市場調達分等については非化石証書を付与して、供給する電力を全てCO2フリー電力として供給する。

(2) 事業展開イメージ

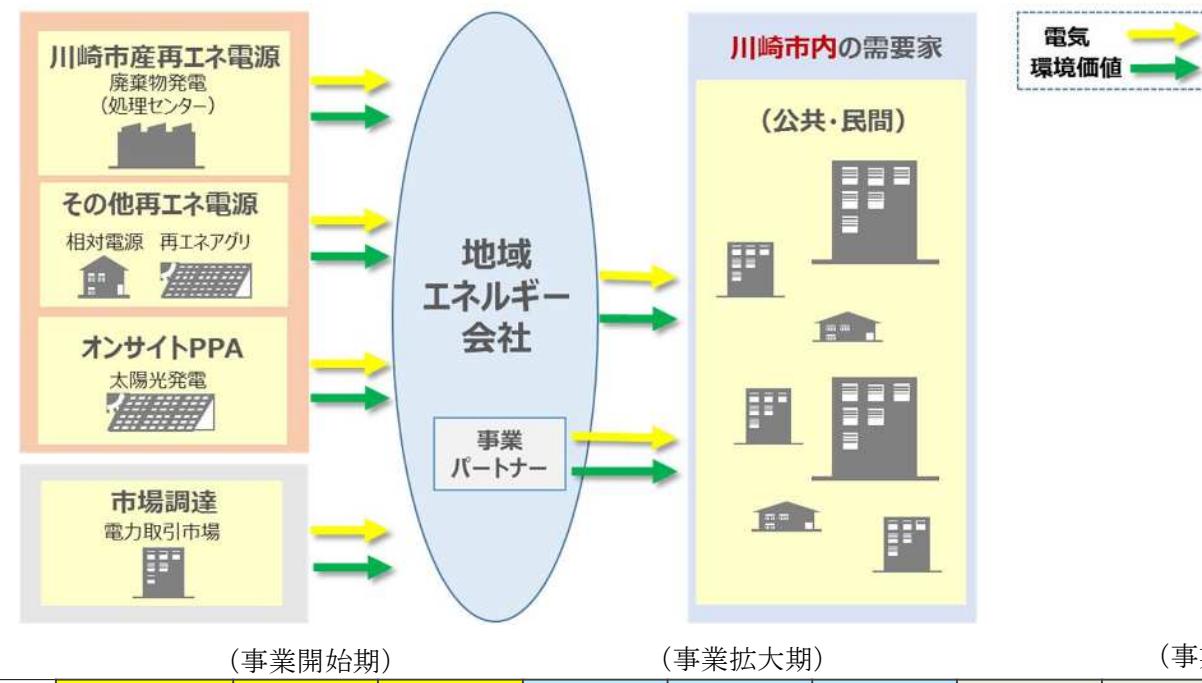


地域エネルギー会社の設立について

3 地域エネルギー会社の事業内容等

(3)事業スキームイメージ【小売電気事業】

市公共施設を中心とした電力供給を展開しつつ、事業開始当初は市内民間施設等へ事業パートナーを介して供給する等、再エネの普及拡大や地産地消を推進する。なお、事業開始当初の令和6年度から小売電気事業を行う。



		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)
電源調達 (GWh)	市廃棄物発電	110	124	122	121	119	116	114	111	111	111
	相対電源（太陽光等）	0	0	0	80	80	80	160	161	161	161
	市場調達	5	3	9	3	3	3	30	30	30	30
	合計	115	127	131	204	202	199	304	302	302	302
電力供給 (GWh)	公共施設	62	62	84	130	130	130	287 ^{注1)}	287	287	287
	民間施設（取次相当）	53	65	47	74	72	69	17	15	15	15
	合計	115	127	131	204	202	199	303	302	302	302

注1) 2030年度に全公共施設への再エネ100%電力導入を地域エネルギー会社を通じて達成する場合の市公共施設への供給量

地域エネルギー会社の設立について

3 地域エネルギー会社の事業内容等

(4)事業収支計画

市域における再エネ普及等の促進、本市の収支（歳入・歳出）、地域エネルギー会社の持続可能な経営のバランスを図った事業収支とする。

	(事業開始期)			(事業拡大期)				(事業成熟期)			【税抜】
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	
①売上高 (億円)	27.1	28.5	32.1	50.3	50.5	50.7	87.5	87.8	87.9	87.0	
②営業利益 (億円)	2.1	2.4	2.9	4.3	4.4	4.4	7.1	7.1	7.2	7.1	
③経常利益 (億円)	2.1	2.4	2.3	3.7	3.4	3.5	6.2	5.5	5.8	5.6	
④税引き後純利益 (億円)	1.4	1.6	1.5	2.4	2.2	2.3	4.0	3.5	3.7	3.5	

(5)利益活用方針

●地域エネルギー会社が得た利益は、電力市場を取り巻く事業リスクを踏まえ、適切に積み立て、事業開始数年間は経営基盤の構築を図ることを前提とし、経営基盤が構築できた上で、**市域の脱炭素化やレジリエンス強化等に資する取組に活用する**方向で検討する。

●株主配当については、事業開始から一定の期間は行わないことを想定し、一定期間経過後の配当については、今後検討及び協議の上決定するものとする。

4 組織体制・事業実施体制・事業リスクへの対応等

(1)組織体制

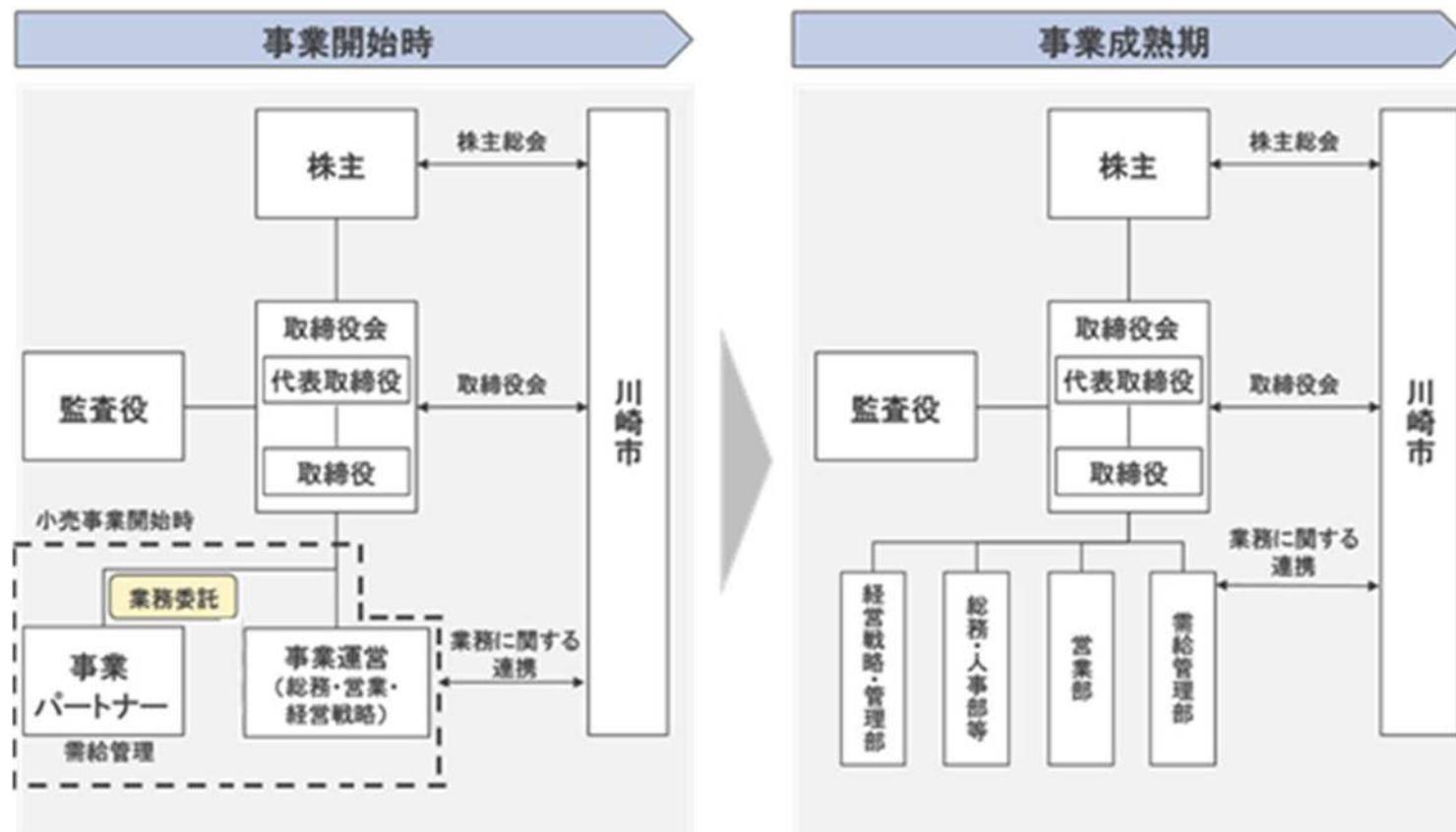
- 公共性の高い事業の性質を考慮し、健全性・透明性を重視した経営体制とともに、事業の効率的な運営及び内製化に向けた取組を目指し、市などとの密な連携と地域に密着した事業実施体制を構築するため、次のような組織体制を検討する。
- 取締役は市から2名、事業パートナーから2名の合計4名を選任し、監査役は金融機関から2名を選任する。
- 会社設立時点では、事業開始に向けた準備を効率的に進めるため、代表取締役を事業パートナーから選任する。
- 事業開始時点では、市から代表取締役を選任し、本市における環境エネルギー施策にも連動する戦略の策定・管理や需要家の開拓などの営業を担うことを想定している。
- 一方、電力供給など小売電気事業や電源開発等に必要なノウハウを活かし、事業展開を行う観点から、小売電気事業等に関する部分は、事業パートナー側から選出される取締役に分任する。

地域エネルギー会社の設立について

4 組織体制・事業実施体制・事業リスクへの対応等

(2)事業実施体制

事業パートナーとの協議を踏まえ、事業開始時は、事業パートナーに需給管理や事業運営等の業務を委託し、より効果的な体制を構築することで事業安定化を図るとともに、事業成熟期に向けて、市職員の派遣のほか、プロパー職員の採用を検討しながら、将来的には業務の内製化に向けて、需給管理部や総務・人事部等を創設する形で、徐々に事業自立化を目指す。



地域エネルギー会社の設立について

4 組織体制・事業実施体制・事業リスクへの対応等

(3)事業リスクへの対応等

外部環境の変化により会社の収益性等に悪影響が予想される場合でも、需給・調達環境の多様な局面に応じ電源構成の最適化など、安定経営の維持に努める。財務リスクの事業収支への影響はモニタリングにて未然防止し、経営安定化につなげる。

ア 地域エネルギー会社における収支変動リスク

- ・収支（調達原価と販売収入の乖離）、収入減（販売競争の激化）、費用増（託送料金・市場価格の高騰）

イ 電力システム改革等の制度変更のリスク

- ・F I T／F I P制度、インバランス制度、非化石証書市場の高騰 等

ウ 本事業におけるリスク

- ・資金不足、債務不履行、情報流出 等

エ 災害時等の緊急時における体制

- ・需給管理調整、顧客管理、電力調達

(4)その他

ア 円滑な事業運営体制

- ・事業進捗の情報共有等、会社の事業運営に関する運営会議を設置する。

イ 地域エネルギー会社との契約

- ・地域エネルギー会社と事業パートナーとの委託契約は、市の確認を得たのち締結する。
- ・市は地域エネルギー会社との電力売買契約の締結に向けて協議する。

ウ 株式保有

- ・出資者は長期的な株式保有に努める。

エ 顧客情報等の保護

- ・出資者は、地域エネルギー会社の顧客情報、契約情報及び営業秘密について必要な情報管理体制を整備し、顧客情報等を保護する。

オ 事業継続の協議

- ・出資者は再エネの普及拡大や社会情勢等の状況に応じ、会社の事業継続について協議する。

地域エネルギー会社の設立について

5 今後の主な予定

令和5年10月12日（木）：川崎未来エナジー株式会社 設立

設立後～事業開始迄

- ・経済産業省に小売電気事業登録申請など
事業開始に必要な諸手続き
- ・川崎未来エナジー株式会社の事務所開設
- ・各種システム構築
- ・市との電力売買契約 など

令和6年 4月 1日（月）：川崎未来エナジー株式会社 事業開始